

令和7年度 実施方針の策定の見通しの公表について

令和7年4月1日

白馬村

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年7月30日法律第117号）第15条、および民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則（平成23年内閣府令第65号）第2条による公表は下記のとおりです。

名称	事業期間	概要	公共施設等の立地	実施方針を策定する次期	所管部署
新八方池山荘整備運営等事業	事業契約の締結日から令和31年9月まで（予定）	新八方池山荘の統括マネジメント業務、設計業務、建設業務、工事監理業務、開業準備業務、維持管理業務、運営業務を行う。	白馬村大字北城4487番地1外	令和7年5月頃	白馬村 観光課 電話：0261-85-0722